

# オミクロン株の急拡大を踏まえた学校の対応 手引き



## index

- [1 基本的な感染症対策の徹底](#)
- [2 陽性者が判明した場合の対応](#)
- [3 学校におけるPCR検査の活用](#)
- [4 学級閉鎖等の対応](#)
- [5 学級が閉鎖された場合の学校運営](#)
- [6 感染リスクを低減しながら学校運営を継続する工夫](#)

\* 本手引きは、令和4年1月31日現在の情報を掲載しています。新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、今後の状況等を踏まえ、改定することがありますので、ご注意ください。

# 1 基本的な感染症対策の徹底

児童・生徒及び教職員に感染を広げないためには、ウイルスを持ち込まない・持ち帰らない・広げないことが重要です。放課後や休日の地域での過ごし方についても児童・生徒に指導するとともに、家庭にも感染症対策への協力を依頼しましょう。

## 学校・家庭・地域における感染症対策

### 学校

#### 広げない

##### ▶ 感染症対策

- ・ 距離の確保
- ・ 手洗い・手指消毒
- ・ 不織布マスク
- ・ 黙食
- ・ 換気の徹底
- ・ 大勢が触れる物の消毒



できるだけ2m  
(最低1m)

##### ▶ 部活動の留意点

- ・ 活動場所及び部室や更衣室の密を避け、換気を徹底
- ・ 着替え中や休憩中はマスク

##### ▶ 陽性者発生時の対応

- ・ 濃厚接触者の候補者に対し、検査を活用して早期対応



PCR検査 抗原簡易キット

登校時、  
サーモで検温

### 持ち込まない

登校前に検温

時差登校で  
密を回避

### 地域

#### 広げない

##### ▶ 感染症対策

- ・ 混雑する時間や場所を避ける
- ・ 距離の確保
- ・ 不織布マスク



##### ▶ 感染リスクが高まる注意が必要な場面

- ・ カラオケや、飲食を共にする場面
- ・ お泊り会や旅行など
- ・ マスクや換気などの対策が不十分な車の中



寄り道せず  
下校

帰宅時の  
手洗い

### 持ち帰らない

### 家庭

#### 広げない

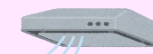
##### ▶ 健康観察

- ・ 家族全員が、毎日健康観察
- ・ 本人及び家族の体調がすぐれないときは出勤や登校をしない

##### ▶ 感染症対策

- ・ こまめに手洗い
- ・ こまめな換気
- ・ 手でよくさわる場所の掃除・消毒
- ・ 回し食べや回し飲み、箸の共用をしない
- ・ テレワークやオンラインの活用

換気にはレンジ  
フードも効果的



参考

自宅療養者向けハンドブック  
・ チェックリスト

「家族で守ろう10の約束」

[https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/corona\\_portal/shien/zitakuryouyouhandbook.html](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/corona_portal/shien/zitakuryouyouhandbook.html)



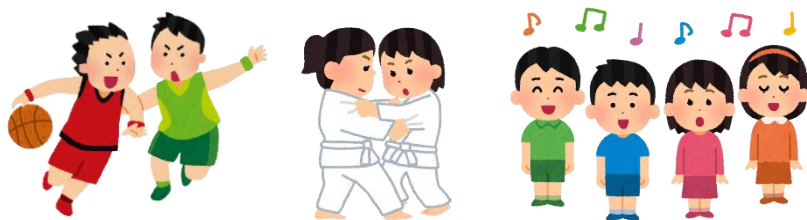
## 参考資料

- 「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン【都立学校】」（東京都教育委員会）
- 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(文部科学省)
- 「都立学校における新型コロナウイルス感染症対策点検・評価報告書」（令和3年12月 都立学校新型コロナウイルス感染症対策専門家チーム）

# 児童・生徒の感染リスクが高まる場面

## 場面① リスクが高い活動

- ・ 身体接触のある運動、道具の共用等
- ・ 飛沫感染のリスクの高い合唱等の活動等
- ・ 他地区との交流（試合、合同発表会等）
- ・ 換気が不十分な場所での活動 等



## 場面② 友達との会食・交流等

- ・ 放課後の寄り道や、休日の遊び（カラオケ、ファーストフード、友人宅等）
- ・ 外泊（旅行や友人宅での宿泊等）
- ・ ジュースの回し飲みや、箸などの共用 等



## 場面③ マスクなしでの会話

- ・ 部活動の試合などの応援
- ・ 食事、着替え、身支度などをしながらのおしゃべり
- ・ 混雑した水飲み場 等



## 場面④ 狭い空間での関わり

- ・ 部室や更衣室の利用
- ・ 混雑した昇降口・靴箱
- ・ クラブチームの活動等への複数家族での自家用車送迎 等



## 場面⑤ 管理が異なる居場所への切り替わり

- ・ 放課後の居場所
- ・ アルバイト 等



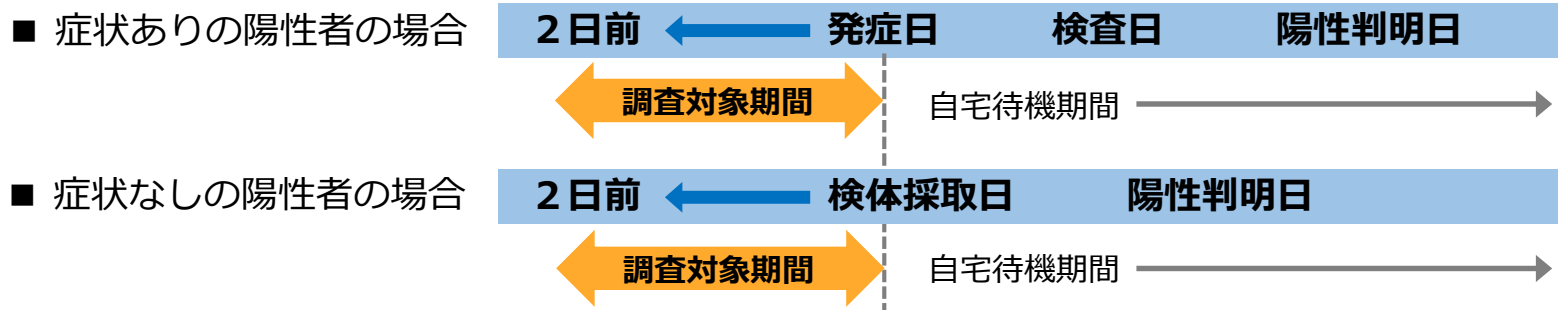
## 2 陽性者が判明した場合の対応 ※都立学校の対応

児童・生徒や教職員に陽性者が発生した場合、濃厚接触者等の特定のための調査は、通常、保健所が行いますが、感染状況等を踏まえ、学校では、「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（第1版）」（文部科学省）を参考に、陽性者からの聞き取りなどにより濃厚接触者の候補者を特定します。

### 1 学校が行う聞き取り調査

- 陽性者本人に発症日（症状が現れた日、無症状の場合はPCR検査日）を確認
- 発症日の2日前から、自宅待機するまでの期間について調査
  - ・この間の学校内、学校外の学校関係者との接触状況を確認 →「濃厚接触者の候補者の特定に係る事例」参照

#### 【調査対象期間】



### 2 濃厚接触者の候補（「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（第1版）」文部科学省）

- ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、
- ・必要な感染予防策なし（マスク着用なし、またはマスクを適切に着用していない場合）で、
- ・陽性者と15分以上の接触があった者（例えば、陽性者と会話していた者）

### 3 濃厚接触者の候補者が特定された場合の対応

- 学校が特定した濃厚接触者の候補者に対して、出席停止等の措置を行い、自宅待機を指示
- 濃厚接触者の候補者に対して、保護者の同意を得た上で、PCR検査を行うことも可能

## 参考

# 濃厚接触者の候補者の特定に係る事例

児童・生徒や教職員等、学校関係者の感染が判明した場合、学校は、陽性者の感染可能期間（発症2日前、無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）における行動履歴等のヒアリングを行い、教育委員会や保健所等と相談の上、必要に応じて、臨時休業の実施等について検討します。濃厚接触者の候補者を特定する際、以下の事例を参考にしてください。

活動の場面		濃厚接触者の候補者となる事例	濃厚接触者の候補者とならない事例
授業	普通教室	○複数の生徒が机を合わせて近い距離で話し合い活動をした際、マスクを正しく着用していなかった。 ○給食の際、黙食が徹底できず、隣の席の生徒と話しながら食事をしていました。	○話し合い活動を行う際、アクリル板を立て、密接にならないよう工夫し、マスクを正しく着用していた。 ○教室の窓とドアを常に開放し、（サーキュレーターを活用して）換気しながら、全員がマスクをして授業を行っていた。
	特別教室	○理科の実験で、複数の児童が、マスクを外したままで検体をのぞきこみながら話していた。	○音楽の授業で、全員がマスクをして楽曲を鑑賞し、感想をまとめる学習を行った。
	体育	○マスクをせずに、身体接触を伴う柔道の組み手の練習をしていた。	○お互いの距離をとりながら、ストレッチや筋トレなどの個人練習を実施した。
特別活動	清掃活動	○前後の手洗いをせずに、複数の児童が清掃用具を共用し、マスクをずらして会話しながら掃除していた。	○清掃活動の担当場所を決め、生徒の動線がかぶらないようにし、全員がマスクをして掃除していた。
	学校行事	○合唱祭に向けて、数人の生徒が、放課後近い距離でマスクをせずに自主練習をした。	○合唱の練習は、少人数に分かれて、校庭や屋上などの屋外で距離をとりながら練習した。
その他	部活動	○換気が不十分な更衣室で、複数の生徒がマスクを外して話しながら着替えをしていた。 ○部活動終了後、喉が渴いたのでペットボトルの飲み物を回し飲みした。	○ダンス部の活動で、オンラインを活用し、離れた場所で練習を行った。 ○週末の部活動の時間を昼食時間にかからないよう設定し、飲食を共にしないようにした。
	登下校	○複数の児童が、鼻出しマスクで会話しながら集団で登校していた。 ○複数の生徒が、下校途中にファーストフード店で飲食した。	○登校時、全員がマスクを着用するとともに、学年ごとに登校時間を分け、昇降口や靴箱での混雑を回避した。
	休日等	○友達の家泊まったり、旅行に行ったりした。	

## 参考資料

- 「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（第1版）」（令和3年8月27日 文部科学省事務連絡別添）
- 3 教学健第825号「『新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた都立学校における臨時休業・出席停止等の考え方について』の改訂について（通知）」（令和4年1月19日）

### 3 学校におけるPCR検査の活用

児童・生徒及び教職員等の陽性者が判明した場合、濃厚接触者の候補者を速やかに特定したり、教育活動を行うにあたり生徒の感染リスクの低減や校内への感染拡大の防止を図るために、PCR検査を活用することができます。

いずれの場合も、児童・生徒が検査する際は、検査の趣旨や性質、方法、検査後の対応等を予め十分に説明し、保護者の同意を得ることが必要です。



#### ▶陽性者や濃厚接触者の候補者の早期発見

児童・生徒及び教職員等の感染が判明した際、保健所による濃厚接触者の調査が実施されるまでの間、感染可能期間に感染者と接触し、濃厚接触者の候補となる児童・生徒及び学校関係者に対して、自宅待機等の措置を講じるとともに、PCR検査を実施します。この場合のPCR検査は、検査時点で無症状であることが原則であるため、発熱等のかぜの症状がある場合は、速やかに医療機関を受診するよう促すことが重要です。感染拡大防止のため、検査結果が陰性の場合にも、濃厚接触者と同等の期間、自宅待機を継続します。

また、同一学級で複数の陽性者が判明するなどして、学級閉鎖等を行った場合にも、PCR検査を活用することができます。

#### ▶生徒の感染リスクの低減や校内への感染拡大の防止

教育活動を行うにあたり生徒の感染リスクの低減や校内への感染拡大の防止を図るため、以下のような場面でのPCR検査の活用を推奨しています。部活動の大会等に参加する場合には、宿泊の有無に関わらず、参加の前後にPCR検査を実施することを推奨し、引率した教員においても、同様にPCR検査の実施を推奨します。これらの場合、主催団体や訪問先からの求めにかかわらず、検査を実施することができます。

- 部活動等の大会に参加する前後
- 宿泊を伴う教育活動の前後
- 校外活動の前後 等

#### 参考資料

- 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(文部科学省)
- 3教学健第826号「都立学校におけるPCR検査の実施について(通知)」(令和4年1月19日)
- 東京都教育庁指導部・都立学校教育部事務連絡「教育活動におけるPCR検査の活用拡大について」(令和4年1月19日)
- 3教指企第1853号「まん延防止等重点措置の適用に伴う部活動の取扱いについて(通知)」(令和4年1月19日)
- 3教地義第1067号「区市町村立学校の教育活動におけるPCR検査の運用変更について(通知)」(令和4年1月19日)
- 3教地義第1189号「区市町村立学校におけるPCR検査(保健所業務ひっ迫時)の再周知及び運用変更について(通知)」(令和4年1月21日)

## 4 学級閉鎖等の対応

学校の中で複数の陽性者が判明し、濃厚接触者等が多数見込まれるなど、更なる感染の拡大が懸念される場合には、学級閉鎖等の対応を行い、校内での感染拡大を防止します。

### 1 学級閉鎖等の実施フロー（都立学校の場合）

同一学級で7日以内に次のいずれかが判明

- ①陽性者が複数判明
- ②陽性者が判明し、濃厚接触者以外で複数の有症状者が判明

※臨時休業に当たり、PCR検査を実施する場合もあり（「3 学校における検査の活用」参照）

※複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を検討

※複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を検討

次のいずれかの対応により、5日程度、校内へ立ち入らない措置を実施

- ①学級の臨時休業（学校保健安全法20条に基づく措置）
- ②学級全員の出席停止
- ③学級全員のオンライン授業等による自宅学習

### 2 学級閉鎖等の実施事例

小学校	学校外の活動で陽性者が発生し、同じ場を共有していた児童の陽性が判明、校内でも陽性者が発生した。陽性の児童の学校における活動の態様や、他の関係者の感染・濃厚接触の状況等を考慮して、臨時休業（学級閉鎖を5日間）を実施
小学校	連休明けに児童の陽性が判明した。翌日を臨時休業（学級閉鎖）とし、当該児童の行動を確認したところ、感染経路は家庭内感染であり、校内の濃厚接触者はいなかったため、臨時休業（学級閉鎖）を1日で終了
中学校	学年単位の宿泊を伴う行事が終了した後、のどの痛みなどの症状が現れた生徒が多数発生し、陽性と診断された。臨時休業（学年閉鎖を7日間）を実施
高等学校	生徒の陽性が判明した翌日、友人の同級生が発熱で欠席し、その後、PCR検査を行ったところ陽性が判明したため、当該学級で4日間のオンライン学習を実施
特別支援学校	生徒の陽性者が判明した学級で、陽性者以外に発熱で欠席している生徒が複数おり、医療機関を受診してPCR検査を受けている生徒もいたため、当該学級で5日間自宅学習を実施

※同じ学級で複数の陽性者が判明しても、それぞれが家庭内感染であり他の児童・生徒との交流がなかった場合等、学級閉鎖しない場合もある。

### 参考資料

- 「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月28日一部改正 厚生労働省事務連絡）
- 3 教学健第825号「『新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた都立学校における臨時休業・出席停止等の考え方について』の改訂について（通知）」（令和4年1月19日）
- 「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（第1版）」（令和3年8月27日 文部科学省事務連絡別添）

## 5 学級が閉鎖された場合の学校運営

学級閉鎖等を行う場合、保健所と連携し、児童・生徒や保護者、地域の感染状況を踏まえ、児童・生徒の学びを保障する観点からどのような対応が必要か検討した上で、きめ細かく対応する必要があります。閉鎖中もオンラインを活用するなどして学びの継続に努めるとともに、毎日の健康観察を基に児童・生徒の状況把握に努め、必要に応じて心理士等との相談や面談を行うなど、**心のケアを行うことも大切**です。

また、小学校では、**家庭の状況に応じた児童の居場所の確保も重要**です。

		一部の学級が閉鎖された場合	一部の学年が閉鎖された場合 (学年閉鎖)	全ての学級が閉鎖された場合 (学校閉鎖)
閉鎖している学級の保障	指導形態	自宅にいる児童・生徒へのオンライン授業を行うなど、きめ細かく対応	自宅にいる児童・生徒への学年合同でのオンライン授業を行うなど、きめ細かく対応	自宅にいる児童・生徒への学年合同でのオンライン授業を行うなど、きめ細かく対応
	学習内容	臨時時間割の作成 指導計画の見直し	臨時時間割の作成 指導計画の見直し	臨時時間割の作成 指導計画の見直し
	課題・教材	オンラインを含む課題・教材の活用、 自宅学習の課題提供	オンラインを含む課題・教材の活用、 自宅学習の課題提供	オンラインを含む課題・教材の活用、 自宅学習の課題提供
閉鎖していない学級の対応	授業	授業におけるグループの話し合い、 歌唱等は控える。調理実習は実施しない。全て学級単位の活動とする。	授業におけるグループの話し合い、 歌唱、調理実習等は実施しない。 全て学級単位の活動とする。	—————
	学校行事 (卒業式等)	分散実施、時間短縮、参加者の限定等、 開催方法を工夫	オンラインで開催 延期又は中止	オンラインで開催 延期又は中止
	給食・昼食	感染症対策を徹底して実施	感染症対策を徹底して実施	原則、中止
	校外学習 (宿泊行事等)	ガイドライン等に沿って実施 PCR検査の実施(事前・事後)	延期又は中止	原則、中止
	部活動 ※中・高のみ	ガイドライン等に沿って実施	原則、中止	原則、中止
子供の居場所※小のみ	居場所の確保	居場所の確保	居場所の確保	
相談体制等	心理職等による相談・面談	心理職等による相談・面談	心理職等による相談・面談	



## 6 感染リスクを低減しながら学校運営を継続する工夫

学校における密を防ぐために、オンラインを活用した分散登校や、自宅学習を実施している事例を参考にしてください。分散登校等の実施に当たっては、小学校では、学童クラブ等との連携を図り、**家庭の状況に応じた児童の居場所の確保も重要**です。

また、都教育委員会では、小・中学校における教育活動の継続に向けた緊急対応として、各種支援員や時間講師を活用できる体制を整えましたので、活用してください。

### 事例

#### ① オンラインを活用した分散登校

A中学校では、**1学級を2分割した分散登校**を実施し、対面とオンラインによる授業を行っています。

	午前・1～3校時	昼食	午後・4～6校時
グループ①	3時間授業 <学校>	給食 <学校>	オンライン学習 <自宅>
グループ②	オンライン学習 <自宅>	給食 <学校>	3時間授業 <学校>

- ◆ 自宅では、オンラインによる授業配信で学習
- ◆ 3・4校時は各グループの移動時間とし、オンライン配信ではない授業を実施
- ◆ オンライン配信が難しい内容は、別の課題を学習
- ◆ 対面授業とオンライン授業の偏りが出ないように、時間割を調整
- ◆ 登校時には、必ず健康観察を徹底
- ◆ 小学校の場合、児童の居場所の確保に配慮

### 事例

#### ② オンラインを活用した自宅学習

B高等学校では、家庭内感染で陽性となる生徒や濃厚接触者となる生徒が増えてきたため、**全校でオンラインを活用した自宅学習**とすることにしました。

ビデオ通話サービス（Microsoft Teams）を活用し、クラスごとに担任が朝のショートホームルームを実施し、出欠確認と健康管理を行っています。

各授業は、動画配信サービス（YouTube）を活用したり、課題を行った後に、チャットで質問を受け付けたり、工夫しています。



### 登校できない児童・生徒への個別対応

感染を予防するために保護者が児童・生徒を出席させない場合は、家庭と連絡を取り、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応を行います。この場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱い、「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」等として記録します。



### 参考資料

- 3教人第559号「小・中学校における教育活動の継続に向けた対応について（通知）」（令和4年1月31日）

- 文部科学省 Q&A「感染者等が発生した場合や児童生徒等の出席等に関する対応に関すること」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00034.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00034.html)